

社会体育委託事業（スポーツ教室）について

1. 対象となるスポーツ教室
 - ①子ども（18歳未満）を対象としたスポーツ教室
 - ②大人（18歳以上）を対象としたスポーツ教室
 - ③指導者育成のための講座等
 - ④審判員講習会

※上記の①～④に該当しない教室等については、大竹市体育協会事務局にご相談ください。
2. 計画書の提出について（2部提出）

希望される団体は、別紙「スポーツ教室」計画書に必要事項を記載のうえ、提出してください。

【提出先】 大竹市体育協会事務
〒739-0613 大竹市本町一丁目 9-3 アゼリアおおたけ内

※提出された計画書は、教育委員会で審査し、委託する「スポーツ教室」を決定します。
※決定後、体育協会から決定通知を送付します。
3. 広報おおたけへの掲載について
 - ・「スポーツ教室」の開催を市民に広く周知するため、計画書の内容を基に広報掲載します。
 - ・広報掲載の締切り日について
※開催月の3月前の月末です。（例：8月開催の場合は、5月末日まで）
4. 施設（会場）の予約、使用申請及び使用料について
 - ・施設使用予約は各団体で行ってください。
 - ・施設使用申請は体育協会事務局が行います。
 - ・施設使用料は減免（100/100）となります。
5. 事業報告書（スポーツ教室）の提出について
 - ・提出部数 2部
 - ・提出期限 スポーツ教室終了後、10日以内
 - ・提出先 大竹市体育協会事務局
〒739-0613 大竹市本町一丁目 9-3 アゼリアおおたけ内
 - ・添付書類
開催要項、プログラム等、実施報告書（参加数等）
収支決算書（様式1） 社会体育委託事業（スポーツ教室）
※領収書の写しを添付してください。
 - ・事業対象経費 事業（大会）の運営に係わる下記経費です。
対象経費：報償費（副賞代）、消耗品費（運営に係るもの）、印刷製本費、通信運搬費、保険料など
対象外経費：食糧費、備品購入費、事業の運営に係わらない経費
6. 委託料について
 - ・1回の教室等の開催につき、10,200円を上限とします。

7. 委託料の支払いについて
事業報告書提出確認後、各競技団体口座に振込みます。
8. その他
事業（スポーツ教室）の変更や中止等があれば、体育協会事務局へ連絡してください。